○公営企業会計の予算とは（流域下水道事務所の場合）

公営企業会計の予算は，経営活動に伴って生じる収益（収入）と費用（支出）を表す**収益的収支**と，施設の新設・改築など建設改良のための費用や企業債償還金などの支出とその財源となる収入を表す**資本的収支**の２種類になります。

なお，地方公営企業法施行規則別記第１号の予算様式第３条（収益的収入及び支出）と第４条（資本的収入及び支出）に例示されていることから，収益的収支は３条予算，資本的収支は４条予算と呼ばれています。

〔収益的収支と資本的収支〕

区分			費目等			内容
収益的収支（３条予算）	損益取引≒損益計算（Ｐ／Ｌ） 経営活動に伴う収益（収入）と費用（支出）	収益（＝収入）	営業収益			維持管理負担金等の主たる営業活動から生じる収益
			営業外収益等			長期前受金戻入，一般会計からの繰入金，預金利息等の主たる営業活動以外の活動によって得られる収益
		費用（＝支出）	営業費用	主たる営業活動のため生じる費用	維持管理費	職員給与費，電気代等の動力費，施設の点検整備費及び修繕費など
					減価償却費	建設改良により構築した施設等について，その帳簿原価を耐用年数に応じ各年度の費用として計上するもの
			営業外費用等			企業債の支払利息など，主として財務活動に伴う費用及び主たる営業活動以外によって生じる費用
資本的収支（４条予算）	資本取引≒貸借対照（Ｂ／Ｓ） 施設の新設・改築など建設改良費や企業債償還金などの支出とその財源となる収入	収入	国庫補助金			社会資本整備交付金等の国庫支出金
			建設負担金			建設改良のための支出について，受益者が負担する負担金
			企業債			建設改良費等の財源に充てるため借り入れする企業債
		支出	建設改良費等			施設の新設・改築など建設改良のための費用
			企業債償還金			建設改良費等の財源に充てるため借り入れた企業債の元金償還金
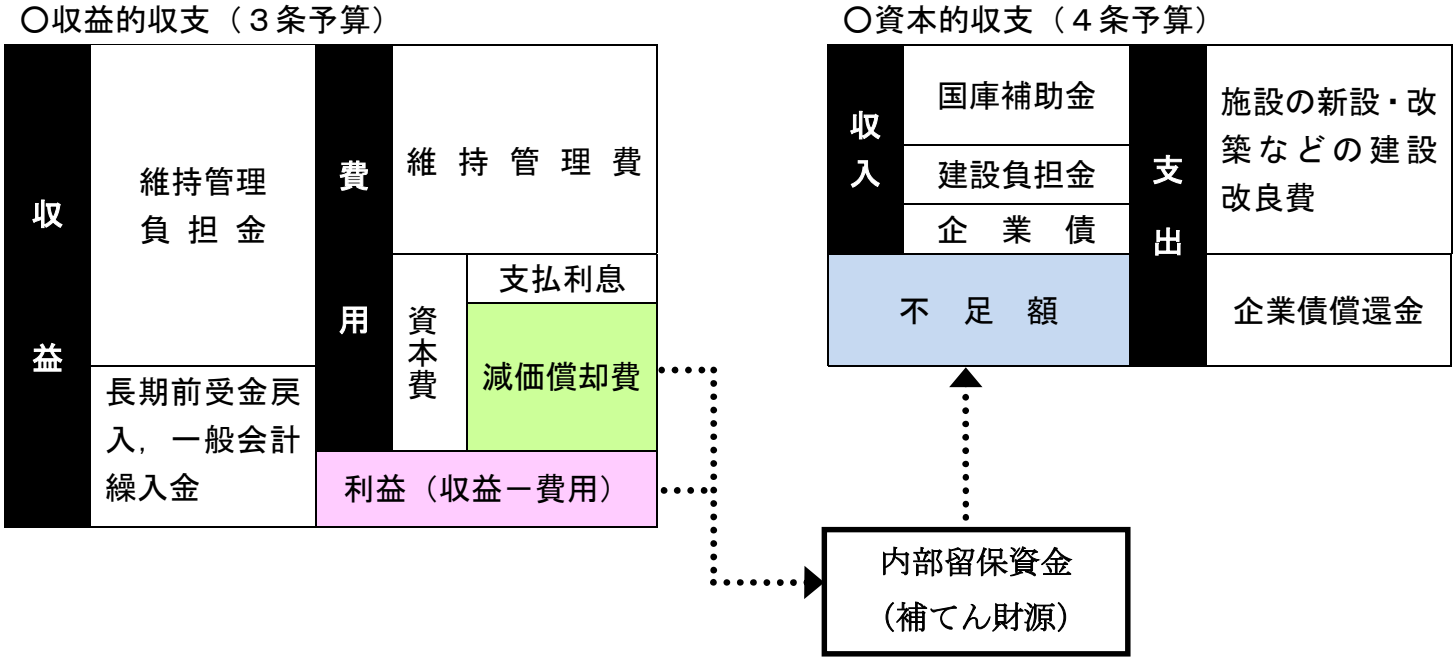
〔収益的収支と資本的収支の関係〕